

令和7年 第10回三芳町教育委員会（10月定例会）会議録

開 会 日 時	令和7年10月23日（木） 午後3時00分			
閉 会 日 時	令和7年10月23日（木） 午後4時15分			
開 催 場 所	三芳町役場5階 501会議室			
教 育 長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名 教育長 古川 慶子				
	職 名	氏 名	出 欠	適 用
委員の出席状況	委 員 (教育長職務代理者)	池 上 善 一	出 席	
	委 員	島 田 喜 昭	出 席	
	委 員	多 胡 晴 子	出 席	
	委 員	小 山 幸 宏	出 席	
職務のため出席した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当 主幹 石崎 裕司 主任 中村 高朗（書記）			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長 中島 弘恵		学校教育課長 渡邊 重樹	
	教育センター所長 加藤 哲郎		社会教育課長 小平 幸治	
	藤久保公民館長 吉田 徳男		図 書 館 長 芹沢 利也	
	文化財保護課長 小川 智東		給食センター所長 三澤 孝広	
	政策推進室長 石川 英治		政策推進室副長 南雲 玲	
	学校教育課主幹 萬 将広			
会 議 の 大 要				
（日程第1）開会	開会宣言（教育長）			
会議録の承認	9月定例会会議録は承認された。 本日の会議録署名委員に、多胡委員を指名した。			
（日程第2） 教育長の報告	（1）教育委員の任命について （2）令和7年度第5回三芳町議会定例会の閉会について （3）マレーシアへの海外派遣及びオーストラリアへの親善大使派遣について （4）三芳町小学校連合運動会について （5）埼玉県西部地区道徳教育研究協議会授業研究会について （6）埼玉県教育委員会委嘱英語指導方法改善事業について			
（日程第3） 議事				
議案第43号	三芳町行政組織条例改正に係る意見について			
議案第44号	三芳町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程			
議案第45号	三芳町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則			

教育長 教育総務課長	○議案第43号 三芳町行政組織条例改正に係る意見について 教育総務課長より説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明
委員	【質疑等内容】 図書館は教育に関するさまざまな事業で実績を上げてきました。教育部局から町部局へ移管されることにより、公共性などが保たれないなどのデメリットも挙げられますがそのようなことはなく、何をするか、何をしなければならぬかが重要です。新しく設置される未来創造課にて図書館がバージョンアップされることもあり、大いに賛成であります。教育部局で培ったことは引き継いでほしいと思いますが、図書館協議会の役割や人数については移管後どのようになりますか。また、未来創造課の課長と図書館長の立場はどのような関係になりますか。
政策推進室長	今まで図書館として積み上げてきたものは大切にしなければならないと考えております。図書館協議会についても解体するのではなく、そのままの体制を維持して移管いたします。立場について、未来創造課には課長の配置を予定しています。図書館については、課長または副課長を館長とし、独立した立場を維持しながら配置を検討いたします。
委員	施設を更新するにあたり、よりよく活用するため組織の見直しは必要であると理解できるので、ぜひ発展的でよいものになるよう進めてほしいです。また、図書館協議会についても維持されるとのことで安心しました。現状では学校の司書と図書館の司書で連携を図っていますが、図書館が町部局へ移管されても継続性は担保されるのでしょうか。また、社会教育課としての藤久保公民館の機能がなくなり、未来創造課に社会教育的な部分が入ってくるようですが、人員面も含めどのようになるのでしょうか。
政策推進室長	司書の活動についてですが、現状と同じく連携は維持いたします。複合施設については、公共施設棟と学校棟のブリッジ部分に図書館を配置するので、学校図書館と連携は保たれると考えています。公民館の社会教育理念について、未来創造課に公民館の機能を移管するので、社会教育に関する考え方についても機能の一部として移管し、地域交流担当として維持します。配置や人数について、原則として職員が直接運用を行います。職員の人数についても現状を維持します。その他については、町全体での人事となるので、確定した人数は申し上げられません。
委員	人的配置については拡充できるように配慮してほしいと思います。また、教育委員会としては人員が減ってしまうので、こちらも配慮してほしいと思います。
委員	新たな拠点に伴い、公共予約システムが新たなものになると告知がありました。新たなシステムの利用に向けた住民への説明も丁寧に対応してほしいと思います。
政策推進室長	システムの変更に関しては、使い方の習得に差が出ることは認識しているので、公民館などの利用場所で丁寧な対応を心掛け、取りこぼしの無いように進めます。
委員	令和8年4月1日から図書館の人員は未来創造課に移るとのことですが、新しい拠点で開館するまでの準備期間はどのようになりますか。
政策推進室長	組織の動きと建物の動きは別々となります。組織については令和8年4月1日から変更となります。開館については9月となるので、4月から9月の間が準備・移行期間となります。
委員	令和8年4月1日から図書館長は教育委員会に出席はしない認識であっていますか。
図書館長	図書館として事業の報告等を行い連携を図りますが、町長部局に移管されるので、毎月の参加ではなくなります。

教育長	色々な意見を賜りましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条2項及び第29条の規定に基づき、本議案について求められた意見の回答として適当であるとしてよいか採決を行います。 《採決の結果、議案第43号は挙手総員により適当であるという回答で可決されました。》
教育長 学校教育課長 委員 学校教育課主幹 委員 学校教育課主幹 委員	○議案第44号 三芳町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程 学校教育課長より説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明 【質疑内容】 就業時間の管理は誰が行うものですか。 申告に基づいて校長が割り当てるので、管理者は校長となります。 就業時間の多少については、校長が判断する認識よいですか。 委員の認識のとおりです。 教職員についてはフレックスを導入されますが、町職員についても同様の制度があるのですか。
教育総務課長 委員	フレックスの制度はないですが、時差出勤で対応しています。 時差出勤については管理職の許可を得て運用されている認識でよいですか。
教育総務課長 委員	委員の認識のとおりです。 教職員がフレックス制度を利用し平日に勤務しない日が発生すると、受験シーズンなどに生徒が先生へ相談できないなどが想定されますが、その場合はどのようなになりますか。
学校教育課主幹	申告に基づいて校長が割り当てるので、必ず申告のとおりになるものではありません。また、正常な学校運営を妨げない場合において承認するので、授業や部活動に支障が出ないようにいたします。
委員 学校教育課主幹	フレックス制度を利用した場合、残業についてはどうなりますか。 割り当てられた時間を超過した場合には、残業として扱われます。 《採決の結果、議案第44号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 学校教育課長	○議案第45号 三芳町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則 学校教育課長より説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明 【質疑内容】 質疑なし 《採決の結果、議案第45号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
(日程第4) 協議・報告事項	(1) 令和7年第5回三芳町議会定例会一般質問概要説明 (2) 三芳町立小・中学校における盗撮防止等ガイドラインについて (3) 三芳町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (4) 教育委員提案（教育部局各課の業務・役割）について
(日程第5) その他	なし
(日程第6) 閉会	閉会宣言（教育長）
事 務 連 絡	
次回定例教育委員会については、11月5日（水）午後3時00分から開催することに決定した。	
閉会時間 午後4時15分	